

かま くら し
鎌倉市

せい かつ ほ ご
生活保護のしおり

せい かつ ほ ご り よ う
～生活保護を利用するにあたって～



Ochibi©Moyoco Anno/Cork

かま くら し お な り ま ち ぼ ん ご う
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
かま くら し ふ く し じ む し ゃ せい かつ ふ く し か
鎌倉市福祉事務所 生活福祉課

ち ょ く つ う
0467-61-3972 (直通)

だ い ひ ゃ う
0467-23-3000 (代表)

げ つ き ん ご ぜん し ぶ ん ご ご し ぶ ん
(月～金 午前8時30分～午後5時00分)

ち く た ん と う い ん
あなたの地区の担当員は () ケースワーカーです

目次

- (1) 生活保護とは…P.3
- (2) 生活保護利用までの流れ…P.3
- (3) 生活保護利用までの流れ（相談）…P.4
- (4) 生活保護利用までの流れ（申請）…P.4
- (5) 生活保護利用までの流れ（調査）…P.5
- (6) 生活保護利用までの流れ（決定・利用開始）
…P.6
- (7) 生活保護のしくみ…P.7
- (8) 権利と義務…P.9
- (9) 届出が必要なものについて…P.11
- (10) 保護利用中に注意すること…P.14
- (11) 医療機関を受診するとき…P.15
- (12) 保護費の支給について…P.17
- (13) その他…P.17

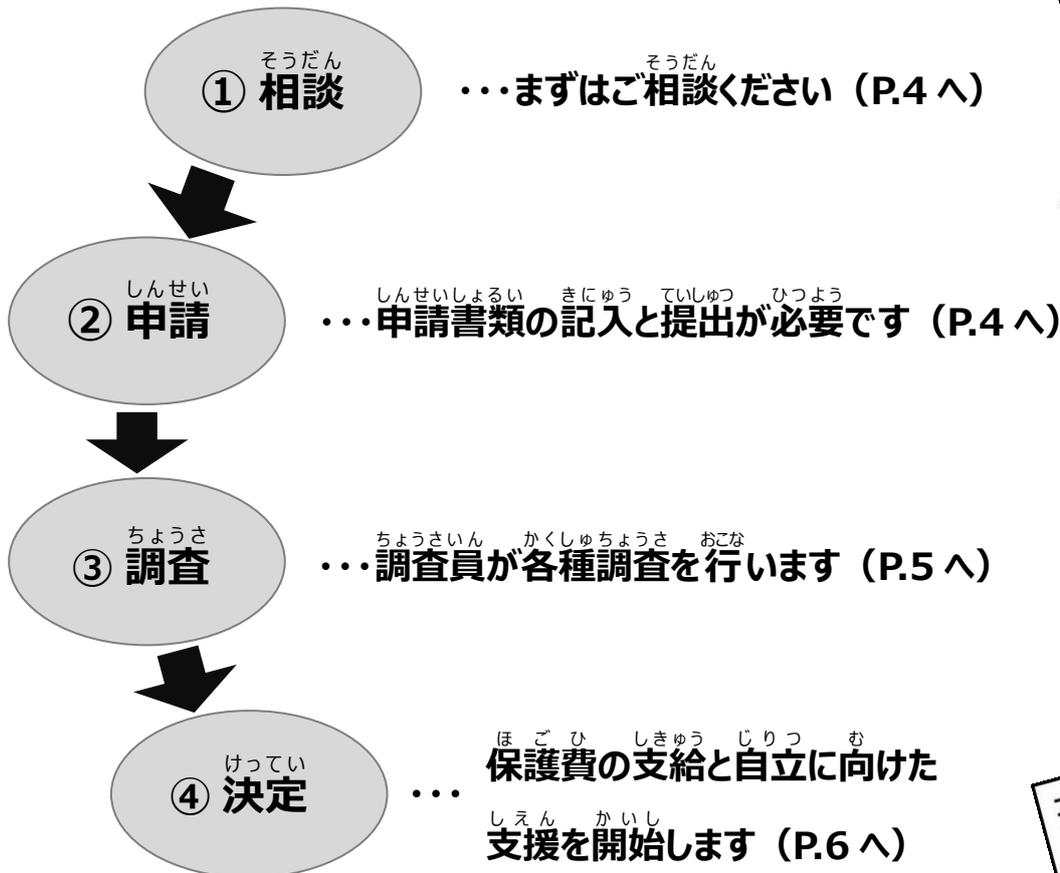


Ochibi©Moyoco Anno/Cork

（１）生活保護とは

私たちは、病気や怪我で働けなくなったり、年をとって収入が少なくなったりと、いろいろな事情で生活に困ることがあります。このような時に、憲法25条の理念に基づき、生活に困っている人たちに対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度です。一定の基準に従って最低生活に不足する分を国が援助し、自分の力で生活していけるように福祉事務所が必要な支援を行っています。

（２）生活保護利用までの流れ



次のページから流れに沿って説明を行います。

(3) 生活保護利用までの流れ (相談)

相談

生活保護のご相談をされるときは、鎌倉市役所 1 階 19 番窓口の生活福祉課までおいでください。面接相談員が家庭の事情や困っている状況をお聞きしたり、保護を受けるための要件を説明します。なお、来所だけでなく、電話でのご相談も受け付けています。お気軽にご相談ください。相談内容及び個人の秘密は堅く守りますので、安心してお話しください。

(4) 生活保護利用までの流れ (申請)

申請

生活保護を申請できる人は、本人か同居の親族または扶養義務者です。申請するときには、原則、保護開始等申請書などの必要な書類を提出します。手続の方法や書類の書き方は面接相談員が説明します。



Ochibi©Moyoco Anno/Cork

(5) 生活保護利用までの流れ (調査)

調査

生活保護は、生活に困った方が資産・能力・その他あらゆるものを最低限度の生活維持のために活用することを要件として適用されます。そのため申請が終わると、保護を受けるにあたって下記の調査をします。

◎ 実地調査

ケースワーカーが、あなたのお宅を訪問して、生活状況の確認をします。

◎ 資産調査

銀行や郵便局、生命保険会社などに預貯金や生命保険などの、資産の保有状況を確認します。売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却して最低生活費にあてていただくこともあります。居住用資産や車、オートバイなどは、個別の事情によっては保有が認められる場合がありますので、ご相談ください。

◎ 病状調査

主治医を訪問してあなたの病状について確認します。

◎ 扶養義務調査

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務者から援助を受けることができるかを確認します。親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることによって生活保護の利用ができないということにはなりません。

また、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、照会を見合わせることもあるため、事前にご相談ください。

◎ 能力の活用

働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障害、その他の理由で働けない方は、その問題解決のための支援を優先します。

◎ 他の制度の活用

各種の年金や諸手当といった他の社会保障制度などで給付を受けることができる場合は、まずそれらを優先して活用していただきます。



ぼうりよくだんいん ほ ご ようけん み
※暴力団員は、保護の要件を満たさないため、
せいかつ ほ ご てきよう
生活保護は適用されません

せいかつ ほ ご りよう なが けってい りよう かいし
(6) 生活保護利用までの流れ (決定・利用開始)

けっ てい
決定

ちょうさ お せたい せいかつ ほ ご りよう けってい しんせい
調査が終わると、あなたの世帯が生活保護を利用できるかどうかを決定し、申請があつてから、
げんそく かい ない おそ にちい ない ほ ご けってい し りよう けってい かつ
原則14日以内、遅くとも30日以内に保護の決定についてお知らせします。利用が決定した方
には、ちく たんとういん (ケースワーカー) が定期的な家庭訪問を行い、自立に向けた支援を行って
いきます。

けってい おそ ぼあい つうちしょ ないよう わ ちく たんとういん
なお、決定が遅い場合や、通知書の内容で分からないことがあれば、地区担当員へおたずねくだ
さい。

せいかつ ほ ご (7) 生活保護のしくみ

ふじよ 8つの扶助

せいかつ ほ ご えんじよ ふじよ
生活保護による援助には8つの扶助があります。

- 1 せいかつ ふじよ 生活扶助 … しょくひ こうねつひ いるいだい ひよう
食費・光熱費・衣類代などにあてる費用
- 2 じゅうたく ふじよ 住宅扶助 … やちん こうしんりょうなど ちだい ひよう
家賃（更新料等含む）・地代などにあてる費用
- 3 きょういふ ふじよ 教育扶助 … しょう ちゅうがっこう がくようひんだい きゅうしょくひ ひよう
小・中学校の学用品代・給食費にあてる費用
- 4 いりょう ふじよ 医療扶助 … いりょうひ ひよう
医療費にあてる費用
- 5 かいご ふじよ 介護扶助 … かいごひ ひよう
介護費などにあてる費用
- 6 しゅつさん ふじよ 出産扶助 … しゅつさん ひよう
出産にあてる費用
- 7 せいぎょう ふじよ 生業扶助 … しゅうしょくしたく ぎのうしゅうとく こうとうがっこう じゅぎょうりょう
就職支度・技能習得・高等学校の授業料など
にあてる費用
- 8 そうさい ふじよ 葬祭扶助 … そうさい ひよう
葬祭にあてる費用

おも かさん かさんようけん
※主な加算（加算要件があります）

ぼしかさん じどうよういくかさん しょうがいしゃかさんとう
母子加算、児童養育加算、障害者加算等

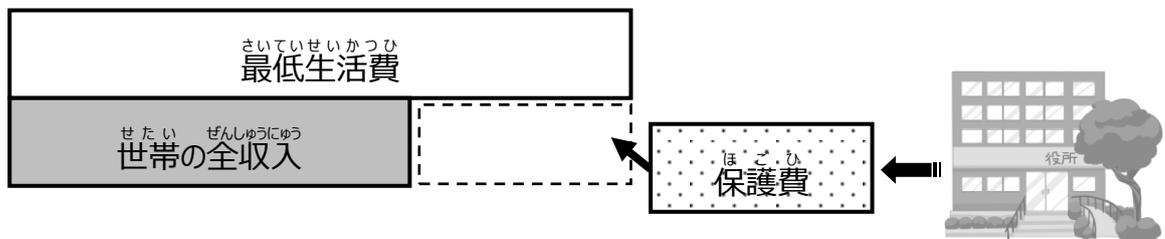
おも いちじふじよ しきゅうようけん
※主な一時扶助（支給要件があります）

ひふくひ にゅうがくじゅんびきん かぐじゅうまひ きまついちじふじよ てんきよひよう じゅうたくいじひとう
被服費、入学準備金、家具什器費、期末一時扶助、転居費用、住宅維持費等

さいていせいかつひ ほごひ 最低生活費と保護費

あなたの世帯にとって必要な援助を合算したものを最低生活費と言います。そして、最低生活費からあなたの世帯の収入を引き、不足が出たとき、その不足分が保護費として援助されます。なお、最低生活費の金額は世帯員の人数や年齢、家賃額などで決定されるため、常に一定のものではありません。

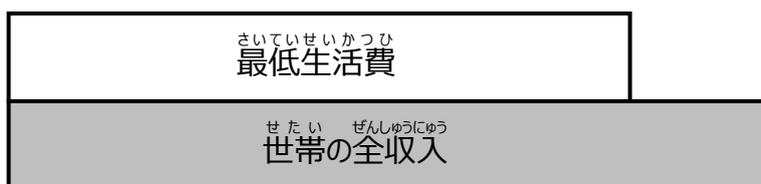
I ほごひつよう ばあい 保護が必要な場合



収入が最低生活費より少ないため、その不足分のみ保護が受けられます。

なお、働いて得た収入などの場合は、収入から一定の控除が認められています。また、高校生のアルバイト収入のうち、進学費用など、自立のために充てられると認められたものは、収入として認定しない取扱いとなります。

II ほごひつよう ばあい 保護が必要ではない場合



せたい ぜんしゅうにゅう さいていせいかつひ
世帯の全収入 > 最低生活費
になっています

収入が最低生活費より多いため、保護は受けられません。

(8) 権利と義務

権利

- 1 条件を満たせば、すべての方が平等に生活保護を利用できます。
- 2 受け取った保護費や保護の物品に対して税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- 3 すでに決定された保護の内容は、正当な理由なしに不利益に変更されることはありません。
- 4 生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、福祉事務所が決定した保護の内容について不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、3ヶ月以内に県知事に対して所定の手続きにより審査請求をすることが出来ます。

義務

- 1 生活向上のための努力をすること
働ける方はその能力に応じて、働いて収入を得ることができるよう努めてください。
病気や怪我で働けない方は、医療機関を受診し、治療に専念してください。
計画的に家計をやりくりし、健康でより良い生活状態を作り上げるよう努めましょう。
- 2 保護費を支給目的のために使うこと
住宅の家賃、給食費や教材費等の学納金は、それぞれの用途のために支給しているものですので、滞納などがないようにしてください。家賃や学校給食費などを滞納された場合は、代理納付（福祉事務所が債権者に直接振込むこと）の手続きを指導する場合があります。

3 届出の義務を守ること

詳しくは、「(9) 届出が必要なものについて」をご確認ください。

4 保護の目的達成に必要な指導・指示に従うこと

次のような場合は、口頭または文書で指導・指示を行いますので、必ず守ってください。

- ① 売却などにより利用する必要のある資産などを処分しないとき。
- ② 扶養義務者が援助の申し出をしているにもかかわらず援助を受けないとき。
- ③ 利用が可能な生活保護法以外の制度や施策を利用しないとき。
- ④ その他保護の目的達成に必要な場合。

5 保護費の返還を求められた場合、速やかに返還すること

次のような場合、すでに支給された保護費の範囲内（医療費等現物で支給されたものも含む）で、得た収入の全部又は一部を返還してください。

- ・急迫した事情のため、不動産や自動車等の資産があるにもかかわらず保護を受けた場合で、その資産を処分するなどにより収入を得たとき。
- ・加入していた生命保険の保険金又は解約返戻金等を受領したとき。
- ・保護の開始後に、過去にさかのぼって年金や手当、補償金等を得たとき。
- ・その他、保護の変更により、決定した保護費より多く保護費を支給されていたとき（その差額を返還してください）。

※返還金については、福祉事務所と協議の上、「保護金品等を返還金の納入に充てる旨の

申出書」を提出していただくことで、その申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限り、

返還金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てることができます。

（９）届出が必要なものについて

生活状況に変化があるときは、保護費を調整する場合もあるため、必ず事前に報告をしてください。

世帯状況に変化があるとき（例）

- ・住所が変わるとき（転居等については必ず事前に相談をしてください）
- ・家族に変化があるとき
（出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚など）
- ・就職や離職をするとき
- ・健康保険の資格を取得や喪失するとき
- ・帰省などで家を長期間留守にするとき
- ・生命保険などの加入、解約、名義変更をするとき
- ・家賃・地代が変更されるとき
- ・その他生活状況に大きな変化があるとき



収入に変化があるとき（例）

- ・毎月の給与を受け取る時、また、賞与があるとき
- ・年金などの公的手当があるとき
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金があるとき
- ・交通事故の慰謝料、保証金などがあるとき
- ・債務整理（個人の借金を整理すること）による過払い金があるとき



ふどうさん しさん ばいきやくえき
・不動産など資産の売却益があるとき

そうぞく よういくひ し おく しゅうにゅう
・相続、養育費、仕送りなどの収入があるとき

じょうき いちぶ しゅうにゅう しんこく ひつよう しゅうにゅう また へんどう ばあい
※上記は一部で、あらゆる収入の申告が必要です。また、収入がない又は変動がない場合も

12 げつ しゅうにゅうしんこく ひつよう きゅうしよかつどう おこな かた しゅうにゅう うむ
か月ごとに収入申告が必要となります。求職活動を行っている方は、収入の有無にかかわらず、

まいつきしゅうにゅうしんこく ひつよう
毎月収入申告が必要です。

しさんしんこくしょ 資産申告書について

せたい しさん げんきん よきん どうさん ふどうさんとう げつ しさんしんこくしょ ていしゅつ
世帯の資産（現金、預金、動産、不動産等）について、12 か月ごとに資産申告書を提出してくだ

さい。なお、しんこく ないよう しさん しよめい しりょう かくにん ひつよう ひつよう
申告いただいた内容によっては、資産を証明する資料の確認が必要となります。また、必要

おう かんけいさき ちょうさ おこな
に応じて、関係先へ調査を行います。

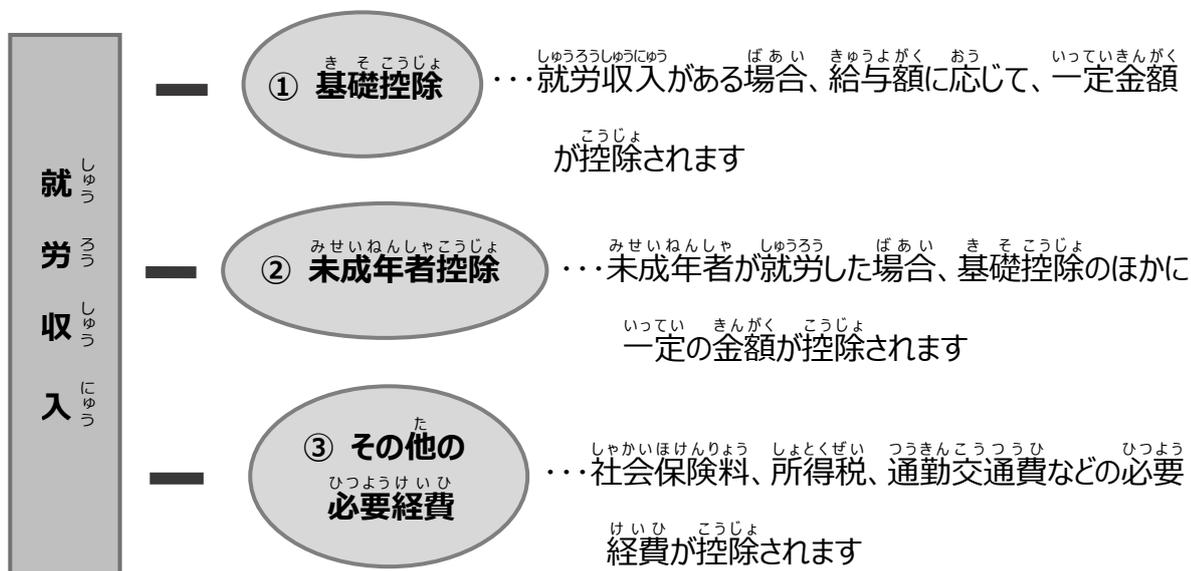


Ochibi©Moyoco Anno/Cork

収入申告を適正に行えば、収入から次のような控除を受けられたり、収入として認定しないという取扱いを受けられたりすることがあります。

※控除 = 収入から除かれる（差し引かれる）ことです。控除された分は手元に残ることになります

就労収入に対する控除



収入と認定されないもの

高校生のアルバイト収入 … 高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など、早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取扱いとなります。

※その他、自立のために必要と認められるものについても、収入として認定しない取扱いができる場合がありますので、地区担当員にご相談ください。

(10) 保護利用中に注意すること

- 1 事実を偽ったり、隠したりして不正に保護を受けた場合は、法第78条に基づき不正に受けた保護費の全部または一部を徴収します。（徴収金については、100分の40を乗じた金額を上限に上乗せすることがあります。）また、不正受給の方法が悪質だと判断した場合には、詐欺罪などで刑法上の処罰を受けることもあります。
※徴収金については、福祉事務所と協議の上、「保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」を提出していただくことで、その申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限り、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払いに充てることができます。
- 2 福祉事務所が保護の適用上の必要から行う文書による指導・指示に正当な理由なく従わない場合は、弁明の機会を設けたうえで、保護の変更や停止・廃止を行うことがあります。
- 3 資産状況・健康状態などを調べるための調査や検診命令に従わない場合は、保護の変更や停止・廃止を行うことがあります。
- 4 保護を受ける権利を譲り渡すことはできません。
- 5 交通事故や飲食店等での食中毒など、第三者の行為を原因として医療行為や介護サービスを受けた場合、相手がだれであっても、また自分の過失の大小にかかわらず、福祉事務所に届出をしてください。
- 6 暴力団員は、保護の要件を満たさないため、保護は適用されません。

(11) 医療機関を受診するとき

病気や怪我をしたとき

病院へ行く前に

病院へ行く際には、行かれる病院と日にちを必ず福祉事務所へ電話で連絡するようにしてください。

病院等から処方せんをもらい、薬局で薬を受け取る時も連絡をしてください。

(定期的に通院する場合は、2回目以降の連絡は不要です。)



病院に行くときに

1 国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入していた人は…

生活保護を受けるようになると、国民健康保険や後期高齢者医療制度の資格を失いますので、いずれの保険証も使えません。

2 国民健康保険以外の方は…

健康保険証（会社の保険など）は生活保護の人でも使えますので、健康保険証を持って病院に行ってください。

3 生活保護を利用するようになると…

受給証を発行しますので、医療機関を受診する際には必ず、受付で提示して下さい。

その他の注意点

1 出来るだけ近くの病院を受診してください。

※交通費がかかるときは、「保護変更申請書（移送費）」を

提出してください。

2 同じ病気で、複数の病院を受診することは出来ません。

3 入院や退院又は転院したとき、治療が終わったときは必ず連絡してください。

4 福祉事務所が休みのときに受診する場合は、受給証を病院に提示して受診してください。

ただし、休み明けには必ず連絡してください。

5 医師からメガネやコルセットなどが必要と言われた場合は、事前に地区担当員に

相談してください。

6 薬が処方された際には、原則ジェネリック医薬品を利用してください。また、複数の薬局を利用

せず、一つの薬局を利用してください。



Ochibi©Moyoco Anno/Cork

(12) 保護費の支給について

- 1 保護費は毎月5日に支給されます。
ただし、5日が土・日・祝日のときはその直前の平日が支給日となります。
- 2 毎月の保護費は原則、口座振込で支給をします。
- 3 アパートの契約更新料や通学定期券代など、臨時で必要となる一時的な保護費については、翌月分の保護費に合わせて支給するか、臨時的に支給することもできます。

(13) その他

生活保護を受けるようになると、公共料金などが免除になりますので申し出てください。

☆ 免除（無料）となるもの

- 国民年金保険料
- 市県民税
- し尿汲取り料
- NHK放送受信料
- 鎌倉市指定有料ゴミ袋（配付をいたします）



Ochibi©Moyoco Anno/Cork

しゅうろうじりつきゅうふきん 就労自立給付金について

ほごりようちゅう あんてい せいかつ けいぞく しょくぎょう つ ほご ひつよう
保護利用中に、安定した生活が継続できる職業に就いたことにより、保護を必要としなくなったと

ふくしじむしょ はんだん かた しんせい しゅうろうじりつきゅうふきん しきゅう う きゅうふ
福祉事務所が判断した方から申請をいただくことで、就労自立給付金の支給を受けられます（給付
きん う けんり ほごはいしび ねん けいか じこう
金を受ける権利は、保護廃止日より2年を経過したときに時効となります。）。

くわ ちくたんとういん たず
詳しくは、地区担当員にお尋ねください。

しんがくじゅんびきゅうふきん 進学準備給付金について

ほごりようちゅう こうとうがっこう そうぎょう だいがく しんがく かた しんがくじゅんびきゅうふきん しきゅう う
保護利用中に、高等学校等を卒業し大学等に進学する方は、進学準備給付金の支給を受けられ
ます（給付金を受ける権利は、2年を経過したときに時効となります）。

くわ ちくたんとういん たず
詳しくは、地区担当員にお尋ねください。

※ せいかつじょう こま もんだい えんりょ ちくたんとういん そうだん ちいき
生活上で困っている問題については、遠慮なく地区担当員へ相談してください。また、地域の

みんせいいいん じどういいん さまざま そうだん う
民生委員・児童委員も様々な相談を受けています。

「鎌倉市 生活保護のしおり」説明確認書

生活保護利用中の権利・義務及び所定の手続き等について説明を受け、了承しました。私と私の世帯員に関する、

次の事項について改めて説明を受けたので、□にチェックし署名します。

健康の保持・増進に努め、また収入・支出などの生計の状況を知り、生活をより良くするよう努めます。

生活保護法第61条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所に申告する義務があることの説明を受け、理解しました。

世帯主だけでなく、他に世帯員がいる場合、その者の収入（高校生などの未成年が就労（アルバイト含む）して得た収入や無収入の場合も含む。）についても福祉事務所に申告する義務があることを了承し、私と私の世帯員のすべての収入について、福祉事務所に申告します。

世帯の収入、支出、世帯の状況等に変動があった場合は、福祉事務所に速やかに申告します。

家賃や給食費、介護保険料など、生活保護により給付される各種支払いについては、正しく納付します。滞納がある場合等は、代理納付を了承します。

保護の目的達成や決定実施のために福祉事務所が行う必要な指導・指示には従います。

事実を偽ったり隠したりして不正に保護を受けたときは、生活保護法第78条に基づき、不正に受けた保護費を全額返還します。（不正を受けようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる等「不実の申告」と福祉事務所に判断された場合も含む。）

保護費の返還を求められた場合は、速やかに返還します。

暴力団員は保護を適用されないことの説明を受けました。私と私の世帯員は、暴力団員ではありません。

年 月 日 (説明を受けた方) 氏名 _____ 印

(説明した人) 鎌倉市役所生活福祉課 _____

さんこう せいかつ ほごほう
(参考) 生活保護法

第 61 条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関または福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

第 63 条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第 77 条の 2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 (略)

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額を 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 (略)

法第 78 条の 2 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によって行うものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第 77 条の 2 第 1 項（中略）の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

MEMO